

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ・令和6年5月14日付け大教第40号の諮問事案（諮問第1号事案）
- ・令和6年2月9日付けの公文書開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、大崎上島町長（以下「実施機関」という。）が同月19日付け大教第118号で行った不存在を理由とする公文書不存在非開示決定（以下「本件処分」という。）に対する同年4月30日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）

1 審査会の結論

本件請求に対し、公文書不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示決定等の処分を行うことを求める。

(2) 審査請求の理由

本件処分において、公文書が不存在であるとした開示しない理由は、根拠がなく、適正とは認められない。

3 実施機関の主張要旨

本件請求に係る公文書は存在しないため、本件処分を行ったものである。したがって、本件審査請求は理由がなく、棄却されるべきである。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、大崎上島町情報公開条例（平成15年条例第9号。以下「条例」という。）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

本件処分は、本件請求に係る公文書について、公文書不存在を理由として非開示決定を行ったものである。したがって、当審査会においては、本件請求に係る公文書の存否について検討する。

実施機関は、弁明書において、「本町では、当該会議の設置当初から、出席者の発言内容が分かる程度で足りるとの整理の下で議事録を作成してきた。令和5年12月22日に開催された会議の議事録についても、録音されたボイスレコーダーの音声（以下「本件音声データ」という。）を聞き取り、その内容を町長及び教育長に確認した上で、要約した議事録を作成した。また、当該会議の出席委員についても、議事録作成後、公表前にその内容を確認している。」と主張している。

当審査会は、本件諮問の審議に当たり、対象文書の存否を確認するため、実施機関に対し、「令和５年度第２回大崎上島町総合教育会議の議事録の作成に係る起案文書及び当該起案文書の添付書類」（以下「本件調査審議資料」という。）の提出を求めた。

その結果、本件調査審議資料は、令和５年度第２回大崎上島町総合教育会議の議事録（最終案）について公表の是非を伺う文書として存在することを確認した。もっとも、当該資料を確認したところ、本件請求において求められている「議事に係る出席者の発言のすべてを公表しなかった根拠や判断が記載されている文書」に当たるものとは認められなかった。したがって、当該資料は本件請求に係る公文書そのものには当たらないと判断した。

また、議事録作成に係る町長及び教育長の指示に係る文書（電子メール等を含む。以下同じ。）並びに当該会議出席委員による内容確認に係る文書については、いずれも存在しないことを確認した。なお、町長の議事録修正の指示は、起案文書の決裁時に口頭で行われたもので、これを記載した別個の文書等は作成されておらず、審査会において確認した限り、これに反する事情は認められなかった。

さらに、当該会議の設置当初から、出席者の発言内容が分かる程度の議事録を作成してきたとの実施機関の説明については、本件調査審議資料の内容及び文書の探索結果に照らしても、本件請求に係る公文書が作成又は取得されていたことを具体的にうかがわせる事情は認められない。

したがって、実施機関が本件請求に対して、公文書不存在を理由として非開示とした決定は妥当と判断する。もっとも、一般論としては、当該文書は作成されていてしかるべきものであったのではないかと議論があった。しかしながら、本件処分の適否は、本件請求時点において対象文書が存在していたか否かを前提に判断すべきであり、上記のとおり対象文書の存在を認めるに足りる事情が確認できない以上、実施機関が対象文書不存在を理由として本件処分を行ったことは、やむを得ないものと考えられる。

よって、当審査会は、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

５ 付言

(1) 本件音声データの管理について

審査会の結論は上記のとおりであるが、令和５年１２月２２日に開催された令和５年度第２回大崎上島町総合教育会議の議事録を公表するために記録した本件音声データの廃棄に係る実施機関の対応について付言する。

本件音声データは、当審査会が実施機関に対して本件調査審議資料の提出を求める過程で、既に削除されていたことが判明したものである。

条例第２０条は、「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。」と定めている。また、公文書の適正な管理を果たすために大崎上島町文書事務取扱規程（平成１５年訓令第７号。以下「規程」という。）は、その第１１条第２項に公文書の保存年限を規定している。

本件音声データについては、公文書に該当し得るものであることを踏まえると、条例及び規程の趣旨に照らし、その保存の要否については、より慎重な検討が求められる。今後は、同様の事態が生ずることのないよう、公文書の該当性及び保存の要否を十分に検討した上で、適正な管理に努められたい。

(2) 審議期間について

本件審査請求については、令和6年5月14日に諮問を受けた後、答申に至るまで相当の期間を要することとなった。審査会としては、審査請求人及び実施機関に対し、審議が長期化したことについてお詫び申し上げる。

今後は、審査会の開催時期及び審議の進行について、より適切な進行管理に努め、審議の迅速化を図ることとしたい。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和6年5月14日	実施機関からの諮問
令和6年5月14日	実施機関の弁明書收受
令和6年6月17日	審査請求人の反論書收受
令和6年6月18日	審議
令和6年8月 8日	審議
令和8年7月13日	審議
令和8年8月 7日	審議

7 答申に関与した委員

折橋洋介、田奥明生、金子春生